

別紙3（水利施設整備に係る運用）

第1 趣旨

水利施設整備に係る運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2第2から第10までの規定、別記及び様式1は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第5	地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第9	都道府県ごと	沖縄県
様式1	農林水産省〇〇農政局長殿 （北海道にあっては、農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
第8	要綱第4の農村振興局長が別に定める経費とは	水利施設整備に係る経費は

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「水利施設整備（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対

策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)の一部改正について」(平成30年4月1日付け29地第220号農林水産事務次官通知)による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)に基づき、事業を実施している地区については、第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2第5の提出が行われたものとみなす。ただし、当該地区の取扱いについては、なお従前の例による。